**地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給制度**

別添８

**要件確認申立書**

**年　月　日**

|  |  |
| --- | --- |
| **事業主記載事項** | |
| 事業主名称： | |
| ○　下記の設問について「はい」・「いいえ」のどちらかを○で囲んでください（裏面の「記載にあたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。） | |
| １　支給申請日から過去３年間において雇用保険法第62条及び第63条に基づく各種助成金について不正受給を行ったことがある。  ２　支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料  の滞納がある。  ３　支給申請日から起算して１年前の日から申請日の前日までの間に、労働関係法令違反により送検処分を受けている。  ４　風俗営業等関係事業主である。  ５①　事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）又は事業主等の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）又は暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。    ②　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。    ③　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。    ④　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。    ⑤　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。 | （はい・いいえ）  （はい・いいえ）  （はい・いいえ）  （はい・いいえ）  （はい・いいえ）  （はい・いいえ）  （はい・いいえ）  （はい・いいえ）  （はい・いいえ） |

事業主

１から５までの記載事項については、いずれも相違ありません。

事業主　 　　住所

　 　　 名称及び代表者の氏名

又は代理人(指定金融機関)

１から５までの記載事項については、いずれも相違がないことを事業者に確認している。

指定金融機関　 　　住所

　 　　 　　　　　　　　　名称及び代表者の氏名

記載にあたっての留意点

ア．この様式は必要事項を記載して、支給申請にあわせて提出してください。

イ．「１」は、申請日から過去３年において、雇用保険法第62条及び第63条に基づく各種助成金の不正受給を行ったことがあるかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。

ウ．「１」における「不正受給」とは、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすることをいいます。

エ．「３」は、申請日から起算して過去１年において、労働基準法等の労働関係法令の違反により送検処分を受けているかどうかについて、該当箇所に「○」を付けてください。

オ．「４」における「風俗営業関係事業主」とは、次の（１）又は（２）に該当する事業主のことをいいます。

（１）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第４項に規定する接待飲食等営業（同条第１項第１号に該当するものに限る。）、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業（同条第６項第１号、第２号若しくは第３号、第７項第１号、第９項又は第１０項に該当するものに限る。）等を行っている事業所において、接待業務、異性の客に接触する役務に係る業務、性的な行為を表す場面若しくは衣服を脱いだ人の姿態を見せる業務又は性的好奇心を満たすための交際・会話を希望する者に対する音声による会話の業務に従事する者を対象労働者として、利子補給金の支給を受けようとする事業主等

　（２）利子補給金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第

４項に規定する接待飲食等営業（同条第１項第１号に該当するものに限る。）、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主等（同条第４項に規定する接待飲食等営業又は同条第１３項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業）を行っている事業主等を除く）

カ．「５」における「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいいます。

キ.「１」～「５」で「はい」に「○」を付けた場合は、要綱第17条第３項に基づき利子補給金の支給を受けることはできません。